

## すまいる通信 第2号

「相続対策」には、「相続税対策」、「分割対策」、「納税対策」があり、これらは同じ方向を向きません。欲をかくと悲惨な結果を呼ぶこともあります。

ハウスメーカーの「相続対策」とは「相続税対策」のことで、他の「分割対策」「納税対策」も考えなければなりません。たとえば、現金であれば容易に分割をすることができますよね。また、更地であればその土地を分割することも可能です。ただし、アパートを建ててしまった場合は、その土地を分割することができなくなります。だれがその土地を引き継ぐのか、相続争いにならないように遺言書の作成をしておきましょう。これが「分割対策」です。

「アパートを建てないと土地を失いますよ。」というハウスメーカーの言葉を信じてアパートを建て、その結果、相続税が1億円から5,000万円に下がるということもあります。しかし、その5,000万円の支払いができなければ結局はその土地を失います。相続税の支払い期限は相続開始時から10ヶ月しかありません。納税資金がなければ土地をたたき売ることになってしまい、思っていたよりも安い金額でしか売却できないことがあります。アパートを建てずに、生前に土地を売却して現金を確保しておいたほうが良い場合もあります。まずは相続税がいくらくらいかかるか把握しておきましょう。これが「納税対策」です。

「相続税対策」だけでなく、「分割対策」「納税対策」も考える必要があるのです。

## 幸せを遺す 遺言・相続セミナー

相続のことについて勉強したことがない方  
誰に相談したら良いか分からないという方  
相続の基本について、わかりやすく説明します。  
みなさんと一緒に学びましょう。

**参加費：無料**

○相続編：4月26日（土）

○遺言編：5月10日（土）

どちらか片方だけの参加でも大丈夫です。



時間：10：00～11：30  
(9：30受付開始)

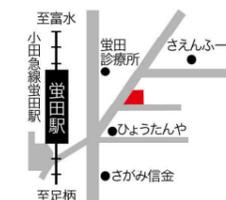
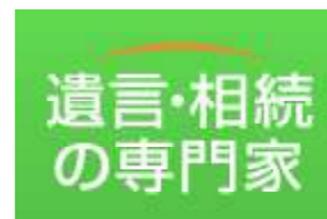
場所：川東タウンセンターマロニエ  
(小田原市中里273-6)  
205号室

お申し込みは  
TEL：0465-39-1900

先着10名様までです。  
残り数席空いております。  
お気軽にご参加ください。

### ◆講師プロフィール◆

長尾影正（ながおかげまさ）  
昭和49年7月生まれ 小田原市在住  
行政書士  
宅地建物取引主任者  
ファイナンシャル・プランニング2級  
相続アドバイザー協議会 認定会員



すまいる株式会社  
代表取締役 長尾影正  
小田原市鴨宮666番地の1  
TEL: 0465-20-8501  
<http://www.i-kinokuniya.net>

行政書士 長尾影正事務所  
小田原市蓮正寺370番地の68  
TEL: 0465-39-1900  
mail: nagao@yuigon-souzoku.info  
<http://www.yuigon-souzoku.info>

